

12 清総契 第 6 号

平成12年 4 月 1 日

副 管 理 者 決 定

改正 平成14年 3 月 20 日 13 清総契第 244 号

改正 平成16年 3 月 26 日 15 清総契第 380 号

改正 平成18年 3 月 31 日 17 清総契第 589 号

改正 平成20年 2 月 15 日 19 清総契第 488 号

改正 平成21年 3 月 11 日 20 清総契第 471 号

改正 平成22年 3 月 26 日 21 清総契第 281 号

## 物品買入れ等指名競争入札参加指名要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が発注する物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負、委託その他の契約（工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託を除く。以下「物品買入れ等」という。）に係る競争入札及び競争見積（以下「入札等」という。）に参加させようとする者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、入札等の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方 針)

第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、中小企業の育成を図るため、各清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、京浜島不燃ごみ処理センター、品川清掃作業所の所在区及びその隣接区の区内業者の指名に配慮する。

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合については、指名に配慮する。

(指名の判断基準)

第3条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 登録営業種目
- (4) 発注契約の内容に適した技術的適性
- (5) 過去の履行成績
- (6) 履行実績
- (7) 希望の有無
- (8) 地域性
- (9) 指名及び受注の状況
- (10) その他特別な事情

(指名業者数)

第4条 指名業者数は、別表1に定めるとおりとする。ただし、当該発注契約の営業種目の競争入札参加資格を有している者が、別表1に定める指名業者数に満たないときは、この限りでない。

(指名の方法)

第5条 発注契約に係る指名に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、管理者が発注契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札参加有資格者につき、別表2に定める営業種目ごとの発注標準金額の区分に応じた等級に属する者のうちから指名するものとする。ただし、契約管財課長等（契約管財課長（契約権限が所長に委任されているものについては所長）をいう。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、指名しようとする者の総数の二分の一を超えない範囲内において、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

2 前項の規定にかかわらず、過去一年間において、組合を相手方とする発注契約と同種かつ同規模以上の契約を良好な成績で履行し、発注契約に対する履行能力が十分であると認められる場合は、その者を指名することができる。

3 当該等級に属する者が特に少ない場合は、第1項の規定にかかわらず、当該発注契約の営業種目の競争入札参加資格を有している者のうちから指名することができる。

(指名業者等選定委員会への付議)

第6条 物品買入れ等の契約に係る指名は、指名業者等選定委員会への付議を経て行うものとする。

(特例)

第7条 仕様が特殊である契約その他契約管財課長等が、競争性を確保するために特に必要と認めるものに係る指名については、この要綱の規定の限りでない。

付 則（平成12年4月1日）

この要綱は平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成14年3月20日）

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

付 則（平成16年3月26日）

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成18年3月31日）

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成20年2月15日）

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月11日）

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成22年3月26日）

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

別表 1

(1) 物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負契約

予 定 価 格	指 名 業 者 数
6,000万円以上	10者以上
3,000万円以上 6,000万円未満	8者以上
1,000万円以上 3,000万円未満	6者以上
300万円以上 1,000万円未満	4者以上
300万円未満	2者以上

(2) 委託契約

予 定 価 格	指 名 業 者 数
6,000万円以上	10者以上
3,000万円以上 6,000万円未満	8者以上
1,000万円以上 3,000万円未満	6者以上
600万円以上 1,000万円未満	4者以上
600万円未満	2者以上

別表 2

営業種目番号	営業種目名	発注標準金額	等級
1	文房具事務用品・図書	1,000万円以上	A
3	学校教材・運動用品・楽器	300万円以上 1,000万円未満	B
4	什器・家具		
11	燃料・ガス・油脂	300万円未満	C
5	荒物雑貨	2,000万円以上	A
6	工業用ゴム製品		
7	繊維・ゴム・皮革製品		
8	室内装飾品等	300万円以上 2,000万円未満	B
20	医薬品・衛生材料・介護用品		
24	標識・看板等		
26	警察・消防・防災用品		
27	造園資材	300万円未満	C
28	百貨店・総合商社		
90	その他の物品		
99	不用品買受		

2	事務機器・情報処理用機器	3,000万円以上	A
9	家電・カメラ・厨房機器等		
10	自動車・自転車		
12	電車両・軌道用品		
13	船舶・航空機		
14	理化学機械器具	300万円以上3,000万円未満	B
15	工作用機械器具		
16	産業用機械器具類		
17	通信用機械器具類		
18	農業・建設用機械器具		
19	医療用機械器具	300万円未満	C
21	コンクリート・セメント		
22	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品		
23	電線・絶縁材料		
25	工業薬品・防疫剤		
101	印刷	2,000万円以上	A
102	複写業務	300万円以上2,000万円未満	B
		300万円未満	C
114	運搬請負	3,000万円以上	A
115	広告代理		
116	ビデオ・スライド製作		
118	医事業務		
119	病院給食・学校給食		
120	催事関係業務	500万円以上3,000万円未満	B
121	情報処理業務		
127	下水道管路内TVカメラ調査業務		
128	クリーニング		
129	汚泥脱水機ろ布		
130	浄水場・処理場機械運転管理	500万円未満	C
190	その他の業務委託等		
105	警備・受付等	3,000万円以上	A
106	通信施設保守		
107	環境関係測定機器保守		
108	ボイラー清掃		
109	浄化槽・貯水槽清掃		
110	道路・公園管理	1,000万円以上3,000万円未満	B
111	害虫駆除		
112	廃棄物処理		
113	管渠清掃		
122	検査業務		
123	都市計画・交通関係調査業務	1,000万円未満	C
124	土木・水系関係調査業務		
125	市場・補償鑑定関係調査業務		
126	環境アセスメント関係調査業務		
103	建物清掃	5,000万円以上	A
104	電気・暖冷房等設備保守	1,000万円以上5,000万円未満	B
117	航空写真・図面製作		
131	賃貸業務	1,000万円未満	C

※ [201 ライフライン]については、等級格付は行っていない。